

# 横浜市 保育所の入所選考基準

お父さん、お母さん（※1）が保育できない理由、状況		ランク	その他の世帯状況
1 居宅外労働 (外勤・居宅外自 営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	<b>【ランクアップ項目】</b> ①から④は各項目1 ランクずつ、⑤は2ラ ンク、 合計で2ランクまで アップします。
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E	
2 居宅内労働 (内勤・居宅内自 宅)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B	※左記「9ひとり親世帯等」 が適用される場合はランク アップできません。 ①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D	
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E	
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F	
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D	④横浜保育室・家庭保 育福祉員・認可乳児保 育所等の卒園児
4(1) 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している。	A	⑤退所後、保育所に育 休明け再入所する場合
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	B	
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合	E	
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	A	①～⑤は優先順位では ありません。  <b>【同一ランクで並ん だ場合の選考】</b>
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	E	
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の全介護、週5日以上常時付き添いによる病院通院・施設通所	A	同一ランクで並んだ場 合は以下の状況を考 慮し選考します。  ①市内在住
	病人や障害者（児）を介護したり、入院・通院などに付添うため、保育が常時困難と認められるとき	B	
	病人や障害者（児）を介護したり、入院・通院などに付添うため、保育が昼間1日4時間、週4日以上程度困難と認められるとき	E	
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	②保育の代替手段 子育て支援者となる同 居親族の有無など
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D	③世帯の状況 被介護者の有無など
8 求職中	求職中（入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	G	④就労状況 夜勤を伴う変則勤務の 有無など
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。（求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	A	⑤ひとり親世帯等
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断したとき	A (※2)	⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設入 所や多子世帯など ⑦課税所得金額
(備考) *ランクは、ABCDEFGHIJの順に入所の順位が高いものとします。 *お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 *同居している祖父母は65歳未満の場合、保育可能な者とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。 *障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。			①～⑦は優先順位では ありません。
(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。 (※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。 (※3) 選考に当たっては、保育が必要な理由別の上記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し、「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。			